

新型コロナウイルス感染症の対応に関する要求書

U Aゼンセン日本介護クラフトユニオン
会 長 久 保 芳 信

(前文省略)

【要求内容】

1. 発熱などの症状がある組合員や感染が疑われる組合員への対応について

法人の自主的な判断で休業させる場合（勤務中に自宅に帰す措置等も含む）は、原則100%の賃金補償（有給の隔離休暇命令を含む）を行うこと。

2. 新型コロナウイルスに感染した組合員への対応について

新型コロナウイルス感染症に感染した組合員（勤務中に感染した場合も含む）について、安心して休業できるように原則100%の賃金補償（有給の隔離休暇命令や病気有給休暇を含む）を行うこと。

3. 小学校等の一斉臨時休業への対応について

小学校等の一斉臨時休業により、組合員本人が子供の世話を見る必要があつて休まざるをえない場合には、本人の希望に応じて、年次有給休暇とは別に特別休暇（有給）の付与を行うこと。

4. 公的支援策の積極的な活用について

雇用調整助成金の特例が実施されていることや新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金が創設されていることを踏まえ、それらの積極的な活用を検討すること。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響による事業所の休止・縮小等の対応について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の休止・縮小等に伴い雇用を調整する必要が生じた場合には、事前に組合へ通知すること。

6. 組合員や利用者が感染した場合の事業所運営について

組合員や利用者が感染した場合の事業所運営方法等については、労使で協議決定の上、全組合員への周知徹底を図ること。

7. 新型コロナウイルス感染症の影響による人材不足等の対応について

新型コロナウイルス感染症の影響により、人材が不足した際の他事業所からの応援や他のサービスへの振替え等の対応については全組合員への周知徹底を図ること。

また、やむを得ず時間外・休日労働が発生する場合は、必要な限度の範囲内に限るものとし、月に80時間を超えるような時間外・休日労働を行わせた場合には、医師による面接指導など適切な事後措置を講じること。

8. 法人が対策を行う内容については組合と共有すること

新型コロナウイルス感染症についての法人の対策については、組合と共有するとともに、必要な事項については全組合員に周知徹底すること。

以 上